

・東飯田→東・南山田→南
 ・野上→野・飯田→飯

一部異なる地域がありますので詳しくは別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」裏面をご覧ください。

- ・別紙「令和8年度版九重町のごみの分け方」を参照してください
- ・気象状況(台風や大雪)でごみ収集ができない場合があります
- ・収集日の朝8時30分までに所定の場所に出してください
- ・町指定のごみ袋以外は収集しません
- ・正しく分別していないものは収集しません

9月	燃えるごみ	燃えないごみ			資源ごみ			
		1分別 〔缶びん〕 ペットボトル	2分別 〔ガラス・陶磁器類〕	3分別 〔電化製品〕 金属アルミ類	蛍光管・電球・電池	発泡スチロール	新聞紙・チラシ	古紙類 〔紙ハック衣類〕 雑誌・雑がみ ダンボール
1	火	野・南						
2	水		飯・東・南				野・南	
3	木	飯・東	野					
4	金	野・南						
5	土			東				
6	日							
7	月	飯・東			飯			
8	火	野・南						
9	水		飯・東・南				飯・東	
10	木	飯・東	野					
11	金	野・南			野			

〈九重町隣保館人権学習会のお知らせ〉

と き：9月15日(火) 19:00～20:30
 と ころ：九重町隣保館
 テーマ：部落差別問題

部落差別問題



部落差別は、日本固有の人権問題です。特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職差別を受けたりと日常生活の上で様々な差別を受けている人がいます。これは決して過去の問題ではありません。

2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、部落差別は現在も存在することが明記されました。部落差別の解消に向けて取り組むことが重要です。差別のない九重町を築きましょう。

〈部落差別に関する相談窓口〉

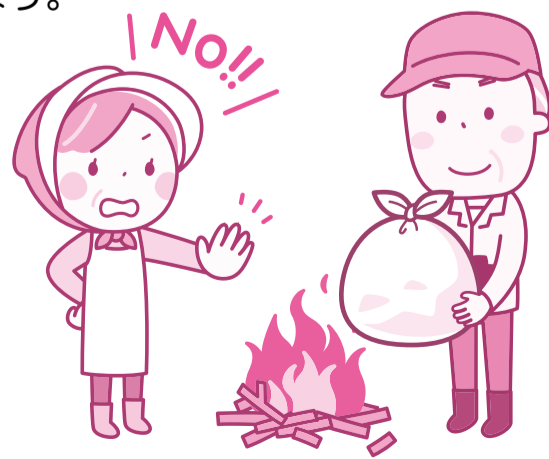
九重町隣保館 …………… 0973-76-2468
 みんなの人権110番 …………… 0570-003-110

12	土			飯				
13	日							
14	月	飯・東			南			
15	火	野・南						
16	水		飯・東・南				野・南	
17	木	飯・東	野					
18	金	野・南			東			
19	土			野				
20	日							
21	月	飯・東						
22	火	野・南						
23	水				飯・東・南		飯・東	
24	木	飯・東			野			
25	金	野・南						
26	土			南				
27	日							
28	月	飯・東						
29	火	野・南						
30	水		飯・東・南					

野外焼却の禁止

ごみの焼却は、ダイオキシンなどの大気汚染物質が排出され、周辺の空気を汚染します。また、焼却灰にも有害物質が含まれており、不適正に処分すると土壌汚染や河川が汚染されるなど、生活環境に悪影響を及ぼします。そのため、一部の例外を除き禁止されています。近隣の方の迷惑になり火事の恐れもあるためやめましょう。

また、事業所から出る廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、法律で事業者自身が責任を持って適正に処理することが義務付けられています。処理については廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼するなど、適切な処理を行いましょう。



ごみ袋の出し方について

ごみの散乱を防ぐため、ごみ袋からごみがでないように袋の口をしっかりと結んで出しましょう!

ここのえ健康ダイヤル

(電話による健康・医療相談サービス 0120-511-658)